

第1章 生活の安定

第1節 復旧事業の推進

[市・関係機関]

市、府を始め関係機関は、市民の意向を尊重しつつ緊密に連携し、災害発生後の市民生活の安定、社会経済活動の早期回復を図るとともに、被災前の状態への復元にとどまらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指すことを基本として、復旧事業を推進する。

市は、災害復旧の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

なお、男女共同参画の観点から、あらゆる場・組織に女性の参画を促進するとともに、障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

第2節 公共施設等の復旧計画

[市・関係機関]

被災した公共施設等の復旧は、単なる原形復旧にとどまらず、再度の被害の発生を防止するため、市、府を始め防災関係機関は、応急復旧終了後、被害の程度等を十分に検討して必要な施設の新設、又は改良を積極的に実施するとともに、関連事業との調整を図り、災害復旧の効果が十分発揮できるよう考慮する。

1 災害復旧事業計画

被災箇所は原形に復旧することが原則であるが、再度の被害発生を防止する必要上改良を要すると認められる箇所については検討の上、復旧計画を樹立するとともに、復旧完了予定時期の明示に努める。災害復旧事業の種類は、以下のとおりである。

(1) 公共土木施設災害復旧事業

- ア 河川公共土木施設災害復旧事業
- イ 道路公共土木施設災害復旧事業
- ウ 下水道公共土木施設災害復旧事業
- エ 単独災害復旧事業
 - (ア) 河川災害復旧事業
 - (イ) 道路災害復旧事業
 - (ウ) 下水道災害復旧事業

(2) 都市災害復旧事業

- ア 街路災害復旧事業
- イ 都市排水施設災害復旧事業
- ウ 公園等施設災害復旧事業
- エ 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内、公共的施設区域外）

(3) 農林施設災害復旧事業

- (4) 農業土木施設災害復旧事業
- (5) 水道施設災害復旧事業
- (6) 学校教育施設災害復旧事業
- (7) 住宅災害復旧事業

2 道路施設

道路管理者は、道路、橋りょう及び道路附属物等が被害を受けた場合、被害状況を速やかに調査し、主要幹線から復旧を行い、その他応急措置に必要な路線を確保する。

特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は、次のとおりである。

- (1) 道路の陥没又は欠損により交通が不可能又は著しく困難であるもの
- (2) 道路の陥没又は欠損で、これを放置することにより二次的被害を生ずるおそれがあるもの

3 河 川

河川管理者は、河川が地震により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、効果的な復旧を行う。

特に公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要がある対象は、次のとおりである。

- (1) 堤防の破壊、護岸・河川の決壊で市民の日常生活に重大な影響を与えているもの
- (2) 堤防、護岸等の決壊で破堤のおそれのあるもの
- (3) 河川の流水の疎通を著しく阻害するもの
- (4) 護岸及び水門等の全壊又は決壊で、これを放置することにより著しい被害を生ずるおそれのあるもの

4 学校教育施設

学校教育施設については、早期に正常な授業が行えるように応急復旧を行う。

5 水道施設

水道施設の復旧は、修繕等の協力業者を動員し、安定した給水ができるよう早急に実施する。

6 農地等

農地及び農業用施設が被害を受け、耕作の継続が不可能又は著しく困難となった場合、市長は、法令の定めるところにより災害復旧費の国庫補助及び府補助を知事に申請し、速やかに復旧事業を行う。

7 その他の公共施設等

医療施設、社会福祉施設等については、被害状況を速やかに調査した上で緊急度に応じ効果的に復旧を図る。

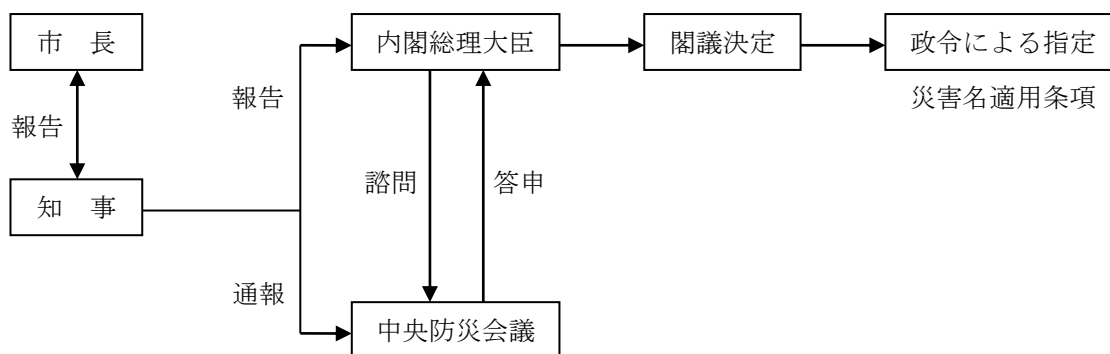
第3節 激甚災害の指定

[市・関係機関]

市は、甚大な被害が発生した場合、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して迅速に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）による激甚災害又は局地激甚災害の指定が受けられるよう措置し、復旧事業を迅速かつ円滑に実施する。

1 激甚災害指定の流れ

- (1) 大規模な災害が発生した場合、内閣総理大臣は、地方公共団体の長からの報告に基づき、また諮問した中央防災会議からの答申を受けて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを判断し、政令で指定する。
- (2) また、激甚災害として指定されない災害であっても、ある特定地域に激甚な被害が生じた場合、内閣総理大臣は、地方公共団体の長からの報告に基づき、また諮問した中央防災会議からの答申を受けて、被災地に特例措置を適用するか否か、あるいは適用する場合の範囲等を判断し、政令で指定する。



2 激甚災害指定基準の調査・報告

市長は、国が特別の財政援助を行う必要のある事業の基準となる激甚災害指定基準（昭和37年12月7日 中央防災会議決定）及び局地激甚災害指定基準（昭和43年11月22日 中央防災会議決定）について調査し、その結果を府知事に報告する。

3 特別財政援助額の交付手続等

市長は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、特別財政援助額の交付にかかる調書を作成し、府知事に提出する。

激甚災害に関わる財政措置の対象は、次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
- (3) 中小企業に関する特別の助成
- (4) その他の特別の財政援助及び助成

第4節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

[市・関係機関]

災害復旧事業費の決定は、知事・市長の報告、資料及び実施調査の結果等に基づいて行われるものであるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される主な事業は次のとおりである。

1 国の負担又は補助による災害復旧事業

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (7) 予防接種法
- (8) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

2 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく復旧事業及び府の関係部局

復旧事業名	根拠条項	府関係部局
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政補助		
公共土木施設災害復旧事業	3条1項①	環境農林水産部、都市整備部
公共土木施設災害関連事業	3条1項②	環境農林水産部、都市整備部
公立学校施設災害復旧事業	3条1項③	教育委員会
公営住宅又は共同施設の建設又は補修に関する事業	3条1項④	住宅まちづくり部
生活保護施設災害復旧事業	3条1項⑤	福祉部
児童福祉施設災害復旧事業	3条1項⑥	福祉部
幼保連携型認定こども園等災害復旧事業	3条1項⑥の2	福祉部
養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム災害復旧事業	3条1項⑥の3	福祉部
身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業	3条1項⑦	福祉部
障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービスの事業の用に供する施設の災害復旧事業	3条1項⑧	福祉部
婦人保護施設災害復旧事業	3条1項⑨	福祉部
感染症指定医療機関災害復旧事業	3条1項⑩	健康医療部
感染症予防事業	3条1項⑪	健康医療部
堆積土砂排除事業（公共的施設区域内）	3条1項⑫	環境農林水産部、都市整備部
堆積土砂排除事業（公共的施設区域外）	3条1項⑬	環境農林水産部、都市整備部
湛水排除事業	3条1項⑭	環境農林水産部、都市整備部

《地震災害復旧・復興》 1章4節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

復旧事業名	根拠条項	府関係部局
農林水産業に関する特別の助成		
農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置	5条	環境農林水産部
農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例	6条	環境農林水産部
天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例	8条	環境農林水産部
土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助	10条	環境農林水産部
中小企業に関する特別の助成		
中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	12条	商工労働部
事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助	14条	商工労働部
その他の特別の財政援助及び助成		
公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助	16条	教育委員会
私立学校施設災害復旧事業に対する補助	17条	府民文化部
市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例	19条	健康医療部
母子及び父子並びに寡婦福祉資金に関する国の貸付けの特例	20条	福祉部
水防資機材費の補助の特例	21条	都市整備部
罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例	22条	住宅まちづくり部
小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助）	24条	総務部、都市整備部、教育委員会、環境農林水産部
雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	25条	商工労働部

第5節 特定大規模災害

[市]

1 特定大規模災害とは

特定大規模災害とは、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、災害対策基本法第28条の2第1項に基づき、内閣府に緊急災害対策本部が設置された災害をいう。

2 府に対する工事の要請

市又は本部長（市長）は、特定大規模災害を受け、かつ市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、府に対し、市に代わって工事を行うことを要請する。

第6節 民生の安定

[市]

市及び府は、災害により被災した市民に対し、住環境の改善、雇用機会の確保及び義援金品の配分等に必要な措置を講じ、速やかに被災者の生活の安定を図る。また、市は、居住地である市以外の市町村に避難した被災者に対し、必要な情報や支援・サービスの提供に努める。

1 住宅の確保

市及び府は、関係機関と連携し、住宅の供給促進を図るとともに、自力で住宅を確保するものに対して支援を行い、指定避難所や仮設住宅等から恒久住宅への円滑な移行に努める。また、下記に基づき、住宅を早期に供給するための方策について、あらかじめ検討を行う。

(1) 住宅復興計画の策定

市及び府は、被災者の居住の安定を図るため、住宅復興計画を策定し、被災者の実状に沿った施策を推進する。

(2) 相談窓口の設置

府は、住宅に関する相談窓口を設置し、府民からの相談に応じるとともに、情報の提供を行う。

ア 公共住宅、民間住宅への入居に関する相談、情報の提供

イ 住宅修繕など建設業者に関する相談、情報の提供

ウ 住宅の新築・修繕の融資等に関する相談、情報の提供

エ 被災住宅に関する借地借家法等の相談、情報の提供

(3) 公共住宅の供給促進

市及び府は、民間、住宅供給公社、UR都市再生機構の協力を得ながら、住宅の供給促進を図る。

ア 公営住宅、住宅供給公社・都市再生機構住宅の空き家活用

既存の空き家若しくは建設中の住宅について、可能な限り被災住民の住宅として活用できるよう配慮する。

イ 災害公営住宅の供給

災害により住宅が滅失し、自力での住宅確保が困難な低額所得者世帯等を対象として、公営住宅を供給する。

ウ 特定優良賃貸住宅の空き家活用

自力での住宅確保が困難な被災者に対して特定優良賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅のあっせんを行う。

(4) 災害復興住宅資金の貸付

住宅金融支援機構は、住宅に被害を受けた者に対して、災害復興住宅資金（建設・補修）の融資を実施し、建設資金又は補修資金の貸付を行う。

(5) 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法の適用申請

市は、建物の復興に伴い借地、借家関係をめぐる混乱が相当予想され、被災者の住居、営業等の生活の安定が阻害されるおそれのある場合は、府を通じて国に法の適用申請を行う。

2 雇用機会の確保

災害時における離職者の就職については、府及び大阪労働局が公共職業安定所や府の就職支援機関などを通じてあっせんを図るので、市域における離職者の把握と職業あっせんの要請を行う。なお、災害後は、女性の求職者数が比較的多い職種で求人倍率が低いなど、雇用のミスマッチが課題となることから、関係機関と連携し、充実した就職支援に努める。

第7節 経済の安定

[市]

市及び府は、災害により被災した市民がその被害から再起更生するよう、法律、条例その他の定めるところにより金融措置を講じるとともに、流通機関の回復を図り被災者の生活の安定を図る。

1 金融措置

(1) 市税の納期限及び減免等

市は、被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対し、地方税法及び寝屋川市税条例により、納期限の延長及び減免等の適切な措置を採る。

ア 納期限の延長

広範囲にわたる災害により、被災した日以降に期限が到来する申告、その他の書類の提出等、又は納付若しくは納入ができないと認められるときは、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長する。

なお、上記の措置が適用されていない場合であっても、災害により申告、納付等ができないと認められるときは、被災した納税義務者の申請により、2か月以内(特別徴収義務者については30日以内)において、当該期限を延長する。

イ 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が、市税を一時に納付し、又は納入することができないと認められる場合は、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ないと認められるときは、更に1年以内の延長を行う。

ウ 換価の猶予

災害により滞納者が一時に納付し、又は納入することにより、その事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあると認められる場合において、その者が納付又は納入について誠実な意思を有すると認められるときは、申請又は職権により財産の換価を猶予する。

エ 滞納処分の執行の停止等

災害により滞納者が無財産になる等の被害を受けた場合は、滞納処分の停止、換価の猶予及び延滞金の減免等の適切な措置を採る。

オ 減免

被災した納税義務者に対し、市民税、固定資産税、軽自動車税等を納付することが困難と認められるときは、その者の申請(法定納期限までの申請)により、減免措置を採る。

(2) 府税の減免及び徴収猶予等

府は、地方税法及び大阪府税条例に基づき、府税の減免及び徴収猶予等適切な措置を行う。また、府は、条例に基づき、各種許可証等の再交付等にかかる手数料の減免措置を行う。

(3) 災害弔慰金等の支給と災害援護資金の貸付(寝屋川市災害弔慰金の支給等に関する条例)

ア 災害弔慰金

(ア) 対象となる災害

- a 寝屋川市において5世帯以上の住家が滅失した自然災害
- b 大阪府内において災害救助法が適用された市町村が1つ以上ある場合の自然災害
- c 大阪府内において住家が5世帯以上滅失した市町村が3つ以上ある場合の災害
- d 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

(イ) 支給対象

災害により死亡した市民の遺族

(ウ) 支給額

死亡者が生計維持者である場合 500万円
その他の場合 250万円

ただし、死亡者がその死亡にかかる災害について既に次の災害障害見舞金の支給を受けている場合は、その額を控除した額とする。

イ 災害障害見舞金

(ア) 対象となる災害

災害弔慰金に同じ

(イ) 支給対象

災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に、次に掲げる程度の障害の一つに該当した市民

- a 両眼が失明したもの
- b 咀嚼及び言語の機能を廃したもの
- c 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- d 腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- e 両上肢をひじ関節以上で失ったもの
- f 両上肢の用を全廃したもの
- g 両下肢をひざ関節以上で失ったもの
- h 両下肢の用を全廃したもの
- i 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの

(ウ) 支給額

生計維持者の場合 250万円
その他の場合 125万円

ウ 災害援護資金

(ア) 貸付対象

災害救助法による救助の行われた災害その他政令で定める災害により、「災害

弔慰金の支給等に関する法律」第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主でその所得が法第10条第1項に規定する要件に該当するもの

(イ) 貸付限度額

1 災害における1世帯当たりの貸付限度額は次の表により、それぞれの区分に応じ掲げる額とする。

被 害		金 額
療養に要する期間がおおむね1か月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)がある場合	家財についての被害額がその価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という)及び住居の損害がない場合	150万円
	家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	250万円
	住居が半壊した場合 (被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合)	270万円 (350万円)
	住居が全壊した場合	350万円
世帯主の負傷がない場合	家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	150万円
	住居が半壊した場合 (被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合)	170万円 (250万円)
	住居が全壊した場合(下欄に該当する場合を除く) (被災した住居を立て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合)	250万円 (350万円)
	住居の全体が滅失又は流失した場合	350万円

(ウ) 利 率

保証人を立てる場合は無利子とする。

保証人を立てない場合は、据置期間は無利子とする。(据置期間経過後は延滞の場合を除き年1パーセント)

(エ) 据置期間

3年(特別の事情のある場合は5年)

(オ) 償還期間

10年(据置期間を含む)

(カ) 償還方法

年賦償還、半年賦償還又は月賦償還

(4) 災害見舞金等(寝屋川市災害見舞金及び弔慰金の支給に関する規則)

ア 支給対象

市に存する現に自己の居住の用に供している家屋が、災害により1世帯当たり次のいずれかに該当する被害を受けた場合、その世帯主に対し支給する。(同一の災害により被害が重複した場合、災害見舞金の併給は行わない。)また、弔慰金については、その遺族に対し支給する。ただし、寝屋川市災害弔慰金の支給等に関する

条例に基づき災害弔慰金が支給されたときは弔慰金を支給しない。

イ 支給額

種 類	被害の程度	認定基準	金 額
災害見舞金	全壊・流失・全焼	(1) 火事による場合 家屋の損壊部分はその延床面積の70パーセント以上であることがり災証明書等により確認できること。 (2) 異常な自然現象による場合 家屋の主要な構成要素の経済的被害を家屋全体に占める損害割合で表した場合に、その割合が50パーセント以上であることがり災証明書等により確認できること。	100,000円
	大規模半壊	異常な自然現象による場合 家屋の主要な構成要素の経済的被害を家屋全体に占める損害割合で表した場合に、その割合が40パーセント以上50パーセント未満であることがり災証明書等により確認できること。	70,000円
	半壊・半焼	(1) 火事による場合 家屋の損壊部分はその延床面積の20パーセント以上70パーセント未満であることがり災証明書等により確認できること。 (2) 異常な自然現象による場合 家屋の主要な構成要素の経済的被害を家屋全体に占める損害割合で表した場合に、その割合が20パーセント以上40パーセント未満であることがり災証明書等により確認できること。	50,000円
	一部破損・部分焼・冠水	(1) 火事による場合 家屋の損壊部分はその延床面積の20パーセント未満であることがり災証明書等により確認でき、かつ、一時的に居住できない程度の被害があったことが確認できること。 (2) 異常な自然現象による場合 家屋の主要な構成要素の経済的被害を家屋全体に占める損害割合で表した場合に、その割合が20パーセント未満であることがり災証明書等により確認でき、かつ、家屋の補修に300,000円以上を要したことが確認できること。	30,000円
	床上浸水等	異常な自然現象により、家屋に土砂等が堆積し、又は家屋の床上以上まで浸水したことがり災証明書等により確認できること。	50,000円
弔 慰 金		死 亡	1人 50,000円

(5) 生活福祉資金の災害援護資金貸付

府社会福祉協議会は、「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、市社会福祉協議会を窓口として、大阪府内居住の低所得世帯に対して、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な資金を貸し付ける。ただし、(3)ウの災害援護資金の対象者を除いた低所得者世帯（世帯収入が生活保護基準の1.8倍以下）を対象とする。

(6) 被災者生活支援金

ア 被災者生活再建支援金の支給

府は、市からの被害状況を取りまとめ、国・被災者生活再建支援基金に対して被害状況の報告を行うとともに、「被災者生活再建支援法」の適用の公示、書類の取りまとめなど必要な措置を行い、被災者生活再建支援法人に対して支援金の迅速な支給を要請する。

市は、住宅の被害認定を行い、り災証明書等を発行する。また、被災者からの被災者生活再建支援金支給申請書等の必要書類を受け付け、府経由で被災者生活再建支援法人に送付する。

イ 被災者生活再建支援制度の概要

(ア) 被災者生活再建支援法の目的

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって市民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

(イ) 対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。

- a 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害
- b 10以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
- c 100以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害

(ウ) 支給対象世帯

自然災害により、

- a 住宅が全壊した世帯
- b 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- c 災害による危険な状態が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続している世帯
- d 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）

(エ) 支給金額

支給額は、以下の a、b の合計額となる。

a 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

- ・ 上記(ウ) a～c の世帯 100万円
- ・ 上記(ウ) d の世帯 50万円

※ 世帯人数が1人の場合は、それぞれ3/4の額となる。

b 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

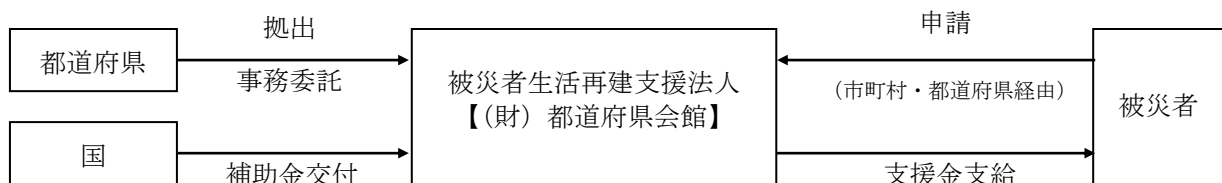
- ・ 住宅を建設又は購入した場合 200万円
- ・ 住宅を補修した場合 100万円
- ・ 住宅を賃借した場合（公営住宅を除く） 50万円

※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入する場合は合計で200万円、一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を補修する場合は合計で100万円となる。

※ 世帯人数が1人の場合は、それぞれ3/4の額となる。

(オ) 支援金支給の仕組み

実施主体は都道府県であるが、支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が都道府県により拠出された基金を活用して行う。支給の仕組みは下図のとおり。



(所管・内閣府) (支援金の1/2)

(7) り災証明書の交付等

ア り災証明書の交付

市は、被災者生活再建支援金の支給その他の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期にり災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者にり災証明書を交付する。住家等の被害の程度を調査するに当たっては、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

イ 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成・活用し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

府は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。また、発災後速やかに住家被害の調査やり災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努める。加えて、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつき

が生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図る。

独立行政法人都市再生機構は、府又は国土交通省からの要請に基づき、その業務の遂行に支障のない範囲で専門的知識を有する職員を被災地に派遣する。

ウ 被災証明書の交付

市は、災害発生時に市内に居住していた個人に対し、被災した事実（人）を証明するため、申請に応じて被災証明書を迅速に交付する。

(8) 中小企業の復旧支援

ア 政府系金融機関の融資

(ア) 株式会社日本政策金融公庫

災害の程度に応じて、融資条件を定め、災害復旧貸付を行う。また、据置期間、償還期間の延長及び利率の引下げを行う。

(イ) 商工組合中央金庫

災害救助法が適用された地域内に事業所を有する被災中小企業者、中小企業協同組合に対して、その再建資金を貸し付ける。

イ 府の災害等対策資金及び経営安定資金の融資

被災した中小企業者等に対し、災害復旧又は経営安定のための資金を貸し付ける。

ウ 市の措置

市及び府は、あらかじめ商工会・商工会議所と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の構築の整備に努める。

また、府と連携し、中小企業に対する支援制度の周知徹底を図るとともに、必要に応じて融資相談窓口を開設する。

(9) 農業関係者の復旧支援

ア 天災融資資金（天災融資法）

(ア) 融資機関は、農林漁業関係者の経営、事業に必要な資金を融資し、政令で定められた範囲において、利子補給、損失補償を受ける。

(イ) 激甚災害に指定された場合は、貸付限度額、償還期間について優遇する。

<資料>

- ・寝屋川市災害弔慰金の支給等に関する条例（資料編 資料14-1）
- ・被害状況等報告基準（資料編 資料13-2）

第2章 復興の基本方針

[市・関係機関]

震災からの復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。

なお、復興対策にかかる政策・方針決定過程においては、女性の参画を促進するよう努める。

1 基本方針の決定

市及び府は、大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じたことにより、地域の復興を総合的に推進する必要があると認めるときは、被災の状況、地域の特性、被災住民及び公共施設管理者の意向等を勘案しながら、国等関係機関と協議を行い、中長期的課題の解決を図る計画的復興のための基本方向を定める。なお、市街地の復興を推進する際は、関西広域連合の「関西復興戦略」や「大阪府震災復興都市づくりガイドライン」等、関係機関の計画等やそれに基づく取組とも整合が取れるよう調整しつつ、取組を進める。

2 復興計画の作成

市は、迅速に復興が図られるよう、大規模災害を受けた地域において、被災地域の特性を踏まえ、「大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）」第10条に基づき復興計画を定める。

復興計画の策定に当たっては、国の復興基本方針、及び府の復興方針に即して、府と共同して定めることができる。

被災地域の復興計画は、市民の生活安全と環境保全に配慮した防災まちづくりを目指す計画とする。なお、地域が一体となって復興を進めるためには、地域の合意形成が必要不可欠であることから、復興計画の作成に当たっては、専門的知見を有する有識者に意見を求めるとともに、地域住民の理解を求め、市民、事業者等から幅広く意見を聴くこととし、女性や要配慮者等、多様な主体の参画の促進に努める。

(1) 復興基本方針

ア 目標年度の決定

計画の復興目標年度は、災害の規模にもよるが、早期に決定する。

イ 計画策定の趣旨

市総合計画や防災ビジョン等を踏まえつつ、防災の観点を明確にして復興の基本方向を明確にする。

(ア) 被災地域の災害復興は、都市構造や産業基盤などの改変を要するような複雑かつ高度な大規模事業となるため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的かつ速やかに復興を進める。復興計画は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。

(イ) 市は、復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行のため、広域調整、国との連携などの体制整備を行う。

(ウ) 市は、市民の生活安全と環境保全に配慮した防災まちづくりを実施するため、市民に対して新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、住民側での多種選択肢、施策情報の提供などを行う。また、計画作成段階で復興後のあるべき姿を明確にして、市民の理解を求め、将来に悔いのないまちづくりを目指すよう努める。

ウ 復興計画に定める基本的な内容

基本理念や基本目標等、復興の全体像を市民に明らかにするとともに、次に掲げる事項について、定める。

(ア) 復興計画の区域

(イ) 復興計画の目標

(ウ) 被災した市における人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針、その他復興に関して基本となるべき事項

(エ) 復興の目標を達成するために必要な事業に係る実施主体、実施区域その他内閣府令で定める事項

(オ) 復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項

(カ) 復興計画の期間

(キ) その他復興事業の実施に関し必要な事項

エ 目標別復興計画

復興に際して、おおむね次のような項目について検討し、作成していく。

(ア) 災害危険箇所の改修

(イ) 良質な住宅の供給

(ウ) 高齢者、障害者向け住宅の建設促進

(エ) 保健、医療、福祉施設の再建と防災拠点化

(オ) ボランティア、防災教育の推進

(カ) 防災通信システム、情報ネットワークの整備

(キ) 防災機能、代替機能を有した交通機能と道路網の整備

(ク) 地域の自主防災組織の育成、家庭内での備蓄や防災対策の促進

(ケ) ライフラインの耐震化

(コ) 植樹帯の形成と生活道路の改善

(サ) 既設施設の耐震診断及び補強、改築

(シ) その他

(2) 災害復興本部

市は、災害復興計画の作成と遂行のため、災害復興本部を設置する。

(3) 復興計画作成委員会

市民が安心して暮らせる安全で災害に強いまちづくりを目指し、1に掲げた基本方針などを検討するため、必要に応じ、復興計画作成委員会を関係機関の代表者により

設置する。

3 復興のための事前準備

市及び府は、復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行を図るため、平常時から行動手順や復興の考え方の整理、市民との共有など、事前準備に努める。